

# 静岡県教育委員会

## 会議録

平成 24 年度 第 4 回定例  
5 月 21 日（月）

静岡県教育委員会委員長 金子容子は、

平成 24 年 5 月 21 日に教育委員会第 4 回定例会を招集した。

- |   |           |                      |              |           |
|---|-----------|----------------------|--------------|-----------|
| 1 | 開催日時      | 平成 24 年 5 月 21 日 (月) | 開会           | 13 時      |
|   |           |                      | 閉会           | 14 時 50 分 |
| 2 | 会 場       | 教育委員会議室              |              |           |
| 3 | 出席者       | 委 員 長                | 金 子 容 子      |           |
|   |           | 委員長職務代理者             | 高 橋 尚 子      |           |
|   |           | 委 員                  | 加 藤 文 夫      |           |
|   |           | 委 員                  | 溝 口 紀 子      |           |
|   |           | 委 員                  | 斉 藤 行 雄      |           |
|   |           | 委 員 (教育長)            | 安 倍 徹        |           |
|   | 事務局 (説明員) | 寺 田 好 弥              | 教育次長         |           |
|   |           | 杉 本 寿 久              | 事務局参事兼教育総務課長 |           |
|   |           | 田 中 潤                | 事務局参事兼学校教育課長 |           |
|   |           | 鈴木 啓 之               | 事務局参事兼学校人事課長 |           |
|   |           | 吉 澤 勝 治              | 教育政策課長       |           |
|   |           | 奈良間 一 博              | 情報化推進室長      |           |
|   |           | 石 川 理 恵子             | 人権教育推進室長     |           |
|   |           | 原 田 揚 一              | 財務課長         |           |
|   |           | 西 川 誠                | 福利課長         |           |
|   |           | 輿 水 まゆみ              | 小中学校教育室長     |           |
|   |           | 岩 城 明                | 高校教育室長       |           |
|   |           | 渡 邊 浩 喜              | 特別支援教育室長     |           |
|   |           | 塩 崎 克 幸              | 高校再編整備室長     |           |
|   |           | 活 洲 みな子              | 社会教育課長       |           |
|   |           | 柳 田 恭 一              | 文化財保護課長      |           |
|   |           | 松 田 好 道              | スポーツ振興課長     |           |
|   |           | 中 村 孝                | 静東教育事務所長     |           |
|   |           | 橋 本 勝                | 静西教育事務所長     |           |
|   |           | 谷 野 純 夫              | 中央図書館長       |           |
|   |           | 三ッ谷 三 善              | 総合教育センター所長   |           |
|   |           | 渡 邊 聡                | 学校人事課人事監     |           |

#### 4 その他

(1) 第 12 号議案～第 14 号議案は、原案どおり可決された。

(2) 報告事項 1～4 は、及び 6 月の主要行事予定は了承された。

【開 会】

委 員 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。  
今回の会議録の署名は、高橋委員、斉藤委員にお願いする。

【非公開の決議】

委 員 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱について諮る。  
第 12 号・第 13 号・第 14 号議案は人事案件、報告事項 4 は調整中の  
案件であるため、非公開としたいと思うが、異議はないか。  
全 委 員： 異議なし。  
委 員 長： それでは、第 12 号・第 13 号・第 14 号議案、及び報告事項 4 を非公  
開とする。

【会議の非公開】

委 員 長： ここで会議を非公開とする。

**<非>第 12 号議案 教職員の懲戒処分**

**<非>第 13 号議案 教職員の懲戒処分**

**<非>第 14 号議案 教職員の懲戒処分**

**<非>報告事項 4 重大な生徒指導事案報告（平成 24 年 4 月）**

【非公開の解除】

委 員 長： ここで非公開を解除する。

**報告事項 1 「『有徳の人』づくりアクションプラン」の進行管理等【学校対象年度末調査の結果】**

委 員 長： 報告事項 1 頁「報告事項 1 「『有徳の人』づくりアクションプラン」の進行管理等【学校対象年度末調査の結果】」について、吉澤教育政策課長より説明願う。

教育政策課長： <報告事項についての説明>

小中学校教育室長： <報告事項についての補足説明>

特別支援教育室長： <報告事項についての補足説明>

高校教育室長： <報告事項についての補足説明>

総合教育センター所長： <報告事項についての補足説明>

学校人事課人事監： <報告事項についての補足説明>

委 員 長： 質疑等はあるか。

溝 口 委 員： 学校人事課から特別支援学校で心の状態が不安定な生徒が増加していると報告があったが、実際にどのような状況が現場で見られるのか。また、3 頁の「教員対象調査」で「研修を役立てた」と回答した教員

が著しく減少している理由とその対策を聞かせてほしい。

総合教育センター所長： 総合教育センターで行なっている研修は比較的役に立っていただいていることがデータからもわかる。課題は校内研修である。それをいかに総合教育センターがバックアップできるかが課題である。そこに総合教育センターの仕事の中身があると思っている。学校の要望に応えられるように足繁く学校へ出掛けて行き、色々なニーズに合う支援をしていきたいと思っている。

委員長： 高校の校内研修は淡白な印象がある。推測するにそれぞれの専門性が高く、校内研修の課題と個人の思いと合致していないのではないか。研修というものは、やる気にならなければ効果がない。研修は気持ちを入れ込まないと効果が出ない。テーマ設定などが、個人の課題設定と合致しないとモチベーションが上がらない。研修内容を全てお膳立てして、手取り足取り教えるようだと高校の教員はモチベーションが上がらない。自分でやっていく仕組作りが必要。内容までは規制しないけれども何かをやらなければならないような仕組作りが大切。大学だと論文を書かなければならない。高校の教員にはそのような傾向があると思うので、仕組みづくりを考えてもらいたい。

溝口委員： 学校の教員の自発的な研修に対する希望を汲んでいるのか。

総合教育センター所長： 最近の傾向として校内研修のテーマは、学習指導や授業論に関するテーマが少しずつ増加してきた。その時に金子委員長の話にあったとおりで高校の教員は教科の専門性で勉強したいという感覚がある。そのため他教科になかなか入っていけない教科の壁がある。校長は、むしろ、教科論、教材論ではなく、指導技術論で全教科を挙げて指導の力量を高めようという意識に変わってきている。しかし、教員個々の意識は教科の専門性というところに踏みとどまっているところがあるので、なかなか個々の教員のニーズとマッチしない。

特別支援教育室長： この調査の対象は視覚特別支援学校・聴覚特別支援学校・肢体不自由特別支援学校・病弱特別支援学校の生徒になる。生徒の割合としては、視覚・聴覚はわずかであり、肢体不自由に関しても9割は重複の子供であるので、調査の主な対象は病弱特別支援学校の生徒になる。病弱特別支援学校の子供たちの多くが統合失調症であったり発達障害の二次障害であったりするため、このような答えが出てしまう状況にあるのではないか。

斉藤委員： 6頁に学習指導要領の内容が、3割から4割増えたため時間が不足して、先生も大変だし、子供の負担増が推測されると書いてあるが、これに対しては対策を講じないといけない。市町教育委員会と一緒にどのような対策を考えているのか。

小中学校教育室長： 先日、エリアリーダー連絡会を開いた。市町の指導主事とエリアリーダーに任命した教員を呼んで行った研修会である。ベネッセのデータをたたき台にして、現場の教員が何に悩み、教科の指導において、子供の実態と合わせてどのようなところに課題があるか生の声を聞いて、そ

こから各市町の校内研修等の研修会への具体的な指導内容をどうしたらよいか、教員と指導主事とエリアごとにグループ研修を行った。前の指導要領では教科書を教える、あるいは教科書を学ぶという意識が強いが、新学習指導要領の中では、教科書を学ぶのではなく、教科書を教材としてきちんと身に付けさせる力を明確にしていくので、教科書の内容を全て扱うのでは負担が大きい。そのあたりの教員の意識改革をきちんと研修の中に盛り込みながら軽重を付けて、目の前にいる子供の実態に応じた単元構想、授業を行う研修をより充実させていき、教員の資質向上に努めたい。

溝口委員： 教員の指導準備時間の不足だが、放送大学の資料を見ると、日本の教員は世界一指導準備時間が長い。それでも授業がわからない生徒がいる。指導準備時間が長ければよい授業ができる訳ではなく、効率よく行う必要があると思う。そのような研究も進めてほしい。

高橋委員： 生徒と向き合う時間が限られているようだが、教員が生徒と向き合う時間の確保というより、教員の意識の問題ではないか。向き合う時間が長ければ良い訳ではなく、教員が生徒とどのように向き合うのか、わずかな時間でも生徒の側に立ち、生徒の気持ちを汲み取ろうとすれば生徒と向き合えると思う。また、「メンタルヘルスの増進への取組」のところで、「特別な取組を必要としなかったことが推測される」とあるが、先生たちが安定した状態で仕事に励むことが大切なので、推測ではなく、具体的な理由をあげてメンタルヘルスの取組が必要なかったことを説明してほしい。

溝口委員： メンタルヘルスという言葉がネガティブに捉えられている。

委員長： 「35人学級」は、人数を減らせば、きめ細かく指導ができ、授業もよくわかるという大義名分で始まった。民間の感覚で言うと、そのように要求して、それが実際に導入されれば、成果が求められる。そのことは全く消えていて、学習指導要領の内容が増えたから授業がわかる子供が減少したと言いつけている。少人数学級に公金を投入したのだから成果を出すという執念が欲しい。海外と比較して教育方法が工夫されていない。子供がやる気になることが大前提であり、トップダウンではだめである。ある程度、個別の対応が必要。私の経験では、子供たちは一声かけるだけでやる気になる。やる気になるとわかるようになる。少人数の時と大人数の時と授業方法は変える必要がある。そのような授業改善を検討してほしい。

溝口委員： 「外部の人材を授業で活用した」という数値が低い。例えば、柔道の授業は外部指導員の活用が有効だと思うが、この数値を見ると、そもそも受け入れる土壌がないように感じる。外部指導員の登用を進めることが授業改善にもつながる。

小中学校教育室長： この数値は「地域のNPOや企業等の外部人材の活用」である。つまり、NPOや企業の外部人材に限定した数値なので低いといえる。これとは別に「地域の人材を活用したか」という問に対しては、中学校で

91.4 パーセントが「活用している」と答えている。したがって、中学校における外部人材の活用は積極的に行われていると考えてよいのではないか。

加藤委員： このアンケートは、問題を抽出してどのような対策を打とうかという目的で行われている。目的に沿ったアンケートの集計が大事。例えば、小学校や中学校は学区制が厳しく敷かれている。したがって、学校のおかれている地域性によってだいぶ変わる。地域ごとに集計すれば、子供たちの理解力や先生の指導力が、郊外と都市部でどのように違ってくるかが見えてくる。また、高校は学区が広いので、どこの地域でも進学校と中程度の学校、工業高校や商業高校などの職業教育を行っている学校によって分けることができる。そうすれば、進学校の問題なのか、中程度の学校の問題なのか、職業教育を行っている学校に問題があるのか、それが見えてくる。さらに深く見るためには同じような調査を各都道府県でやっていると思うので他県比較すれば対策を立てやすい。

教育政策課長： 調査対象については、加藤委員の指摘どおり学区や規模に分けて行う方法もある。今回は、「2010 プラン」との比較が目的であり、本県全体に網を掛けてみて、結果がどのような状況にあるかを把握することが目的である。したがって、抽出については、規模と地域と校種など、全県から満遍なく選んでいる。ちなみに、小中学校の場合は 15 パーセント、高校の場合には 30 パーセント、30 パーセントの中には、専門高校もあれば進学校もある。それをさらに細分化してクロス集計はしていない。問題が出ている場合は、掘り下げていかなければならないので、各学校に連絡して、どのような形で数字が変わってきたのか確認はしたい。

加藤委員： 高校は卒業後、即、就職や進学に繋がるので就職目的や進学目的に沿った教育ができているかが高校の存在価値である。高校に子供を預ける目的に合致したような数字が出ているのを見なければならぬ。

委員 長： その他、質疑等はあるか。

全委員： （特になし）

委員 長： 報告事項 1 を了承した。

## **報告事項 2 平成 23 年度 学校対象人権教育実施状況調査の結果**

委員 長： 報告事項 7 頁「報告事項 2 平成 23 年度 学校対象人権教育実施状況調査の結果」について、石川人権教育推進室長より説明願う。

人権教育推進室長： <報告事項についての説明>

委員 長： 質疑等はあるか。

加藤委員： 数値を見ると、人権教育は進んでいる。しかし、一方で不祥事は増えているし、生徒の大きな非行問題も起きている。人権教育の研修は、実施率が高くなっているけれども、研修の成果としてのセクハラ、パワハラの減少や、生徒の非行行為の減少が見られないと、途中経過の数字がよくなっているだけであって、最終目標が達成できているとはいえない。

い。そのあたりはどのように考えているのか。

人権教育推進室長： 訂正がある。7頁の「児童生徒に対する人権教育に取り組んだ学校の割合」の全体の数値が99.8パーセントとなっているが、100パーセントの間違いである。加藤委員の指摘であるが、数値的なものは高まっているが教職員の不祥事や生徒の非行等の問題は起きている。児童生徒に対する研修も教職員に対する研修も中身の充実を図ることが重要であると考えている。今後の担当者研修会などにおいて、中身を充実させるために具体例を示し、実践に役立つものを作っていきたい。

加藤委員： 企業ではグローバル化がいられている。グローバル化とは日本企業が海外に出て行き、海外の企業を買収したり、工場が進出したり、そこで仕事を始める、その時には当然のことながら現地の人を雇う。国内で買収に成功している企業は、海外での買収でも成功している。国内の買収は日本人が日本人の会社を買い取るのだからうまく行って当たり前だと思うだろう、しかし、それぞれの会社は生い立ちが違うし、異なった理念をもって育っている会社である。ところが、買い手の会社の理念を尊重しながら自分たちと同化する、儒教の言葉で言うと「和して同ぜず」ということが徹底できている。外国人に対しても同じように「和して同ぜず」、「和す」ということは色々と話し合っ解決策を探してくるのだけれども、あなたと私とは一緒ではないことを認めることによって、実際の行動様式において共同歩調をとる。ハーモニーをとる。そのようなことができると国内の買収事例でも成功するし、海外でも成功する。それができない会社は結構ある。特殊な理念と特殊な行動様式を強く持っていて、その行動様式によって他社を律しようとするとお金で会社は買っても運営がうまくいなくなる。そのようなことを解消するためにどうしたらよいかといえば、若いうちに自分がマイノリティであるような場所に放り出す、そして自分がマイノリティとして苦労する体験をさせると、その中で他者との協調が生まれてくる。世の中こうなっていますよ、こういうことはやめましょうと言っても自分が弱者になる、マイノリティになる経験がない限りは、実際には人のことはわからない。では、マイノリティにするためにはどうしたらよいか、日本国内でマイノリティにすることは難しい、女性が8人いて男性が2人しかいないグループの中でどうやって行動するかを実地で学ばせればよい。その男性2人は8人の女性を相手にして、一つの共同作業をしなければいけない時は、必ずマイノリティとしての何かを学習する。それから色々な学年がいる集団に入れるのもよい。例えば、小学校3年生の中に上級生を1人、2人入れて共同作業をさせる。そのような経験をさせると自分のことを相手に理解してもらうためにどれだけの苦労が必要かわかる。昔はそれがあつた。地域の子供会とか学年を超えて、それぞれがわかりにくい環境の中に自分を置くことによって実地に学んでいく。今はそれがない。ないから実地的に作ってあげないといけない。偉い先生の話のマニュ

アルにして教えるだけでは子供たちには決して他者を理解しようとする心は生まれない。だからやっているけれども結果が出てこない。

溝口委員： 高校の活用率が低い理由は加藤委員の指摘どおりなのだと思う。小中学生は素直に話を聞くが、高校生になると知恵も経験もついているので、リアリティのある人権教育を訴えないと食いついてこない。

高橋委員： 自分が実感を持てるような研修を重ねていくことが大切である。そこを大事にしてもらいたい。また、幼稚園における人権教育はどうなっているのか。

人権教育推進室長： 幼稚園における人権教育については、8月に幼稚園教諭の初任者研修が行われる。その研修会において人権教育に関する研修も行う予定である。幼稚園における人権教育の重要性についても冊子に色々な項目が書かれている。

委員長： 私学は公立と比べて教員数も事務職員数も限られている。そのような状況でも私学はやっていかなければならないので工夫が生まれる。先程、加藤委員が体験することの大切さを説かれたが、私学はやっていかなければならないことを体験する。この限定的な状況でやっていかなければならないことを言葉ではなく体験をする。何かあれば支援員をつけてくれたり、スクールカウンセラーを派遣してくれたら、至れり尽くせりの公立とは違う。私学はそのような中で体験していく。そのようなことは他の観点から見ると必要であると思う。加藤委員が言った十分ではない状況に放り込まれて体験するということは、実社会の中で生き延びていく力を子供に付けさせる一つの手法であると私学において感じている。

加藤委員： サマーキャンプとか夏の学校間の交流など、日頃付き添っていて20年続いた夫婦のような関係で行われるのではなくて、言わなければわからない環境に子供たちを送り、それで共同して小屋を作るなり、サッカーを一緒にやるなりすると理解が深まる。それが他者の言い分をチームの中で生かすにはどうしたらよいか考えさせる。違う学校の子供たちが集まって野球をやったらよい。その時に監督に言われてメンバーを決めるのではなく、子供同士で話し合っただけでメンバーを決めるような体験をしないと集団生活を営むことはできないし、他者を認めることはできない。

委員長： その他、質疑等はあるか。

全委員： (特になし)

委員長： 報告事項2を了承した。

### **報告事項3 平成23年度教職員の健康診断結果及び休職者等の状況**

委員長： 報告事項13頁「報告事項3 平成23年度 教職員の健康診断結果及び休職者等の状況」について、西川福利課長より説明願う。

福利課長： <報告事項についての説明>

委員長： 質疑等はあるか。



全 委 員： (特になし)  
委 員 長： 報告事項 3 を了承した。

**報告事項 平成 24 年 6 月の主要行事予定**

委 員 長： 報告事項 16 頁「報告事項 平成 24 年 6 月の主要行事予定」について、  
杉本教育総務課長より説明願う。

教育総務課長： <報告事項についての説明>

委 員 長： 質疑等はあるか。

全 委 員： (特になし)

委 員 長： 平成 24 年 6 月の主要行事予定を了承した。

**【閉会】**

委 員 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。  
これをもって、平成 24 年度第 4 回教育委員会定例会を閉会とする。